

議案第 48 号

土地の処分について

次のとおり土地を売却することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 68 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 売却する土地

所在	地目	公簿面積 (㎡)	売却面積 (㎡)
伊賀市新堂字中出 220 番 15	雑種地	1,399	1,399
伊賀市新堂字中出 310 番 3	雑種地	359	359
伊賀市新堂字中出 313 番 1	雑種地	1,565	1,319
伊賀市新堂字中出 313 番 18	雑種地	44	44
伊賀市新堂字中出 313 番 19	雑種地	1,681	1,681
伊賀市新堂字中出 400 番 6	雑種地	773	773
伊賀市新堂字中出 400 番 16	雑種地	165	165
伊賀市新堂字九反坪 415 番 9	雑種地	2,062	1,584
伊賀市御代字堀塚 1605 番 2	雑種地	16	16
計		8,064	7,340

上記土地の上に存する建物、工作物、樹木等を含む。

2 売却価格 金 136,325,300 円

3 売却の相手方

東京都江東区潮見2丁目3-23

DMG森精機株式会社

取締役社長 森 雅彦